

平成 25 年度事業計画

公益社団法人日本文藝家協会

【 概 要 】

日本文藝家協会は、会員のための職能団体として、その権利を擁護するための活動に併せ、文化・芸術の発展に寄与するための公益活動を従来から展開しているが、公益法人となって3年目を迎える本年はさらなる公益活動の充実を模索したい。

とくに、活路を見出せないまま長期化する出版不況、出版物への新たな概念の権利主張、電子書籍を取り巻く内外の急激な業態変化等、一層複雑さが増すなか、文芸に携わる作者・著作権関係者・ユーザーへの適切な情報提供と、知的財産権をめぐる代理窓口としての機能がこれまで以上に切実に求められている。その期待に応えるために、現在のそれぞれの事業の在り方を虚心に見直すとともに、協会の人的資源・特色を生かし、社会全般の要請に合った新しい公益事業モデルづくりのための調査研究を開始する。

また、平成24年度は各事業の経費削減を積極的におこない成果が上がった年となった。その成果を維持できる見込みであるため、協会としてまた文芸家集団として、継続的に発信のできる組織と体力をさらに確立することを目指したい。

以上に基づき、平成25年度は以下の項目の事業を行う。

普及事業

1 講演会等事業

1) 文芸および著作権に関するイベント

平成23年7月から文藝家協会会議室で開催してきた「文芸トークサロン」はこれまでに15回開催し会員と一般の方とが直接交流できる会として読者層に定着しているが、今回はさらに充実させて、文芸の現在、出版文化の現況を広く理解してもらえる企画を加えていきたい。同時に書店と共催の文芸イベントや著作物の公正な利用の周知を図るための著作権に関する講演会等も開催していく。

2) 文学碑公苑・講演会

文芸の広範な愛好家に向けて、静岡県・富士霊園内の文学碑公苑での文芸講演会を今年度も開催する。長年、10月の「墓前祭」の翌日に連続させた開催であったが、より多くの参加を呼びかけるためにこれを見直して、独立行事としての開催を検討していく。またより広く参加者の利便に合うよう、時間帯・食事処・見学コースの追加など、内容の充実を図るための企画を調査して立案していく。

3) 著作権思想普及セミナー支援

文芸の普及および人材育成のため、広範な教育者層に向け著作権思想を普及する活動は重要であり、このため各都道府県教育委員会や学校・教員組織が開催するセミナー等に講師を派遣する事業を今年も展開し思想の普及に努める。とくに今期から実作者とのふれあいの機会を提供すること、そこに地方会員が参加し交流の場とす

ることを盛り込み、より参加しやすい著作権思想普及の地方講演会を試行する。

また文化庁や教育 NPO が開催する同趣旨のセミナー、講演会等に資料提供などで協力するとともに、協会からの講師派遣を積極的に広報し、実現していく。

2 データベース事業

既刊の『文藝年鑑』の「雑誌掲載作品目録（目次）」、協会編纂物等の電子データ化作業をすすめ、そのデータベース（DB）構築のための研究に努める。DB は、WEB 上に公開されることによって、文芸の研究者層だけでなく広範な一般の利用に応えることが可能となり、そこから新たな公益事業が生まれることが期待されるので、2016 年の創立 90 周年記念事業とも連動した調査、準備作業を開始する。

3 編纂事業

1) 文藝年鑑

昨年度の作業の効率化と編纂経費の節減の成果を踏まえその継続とさらなる合理化をすすめる。表紙・グラビア等のデザイン改訂もすすめたが、今期は本文レイアウトも全面的にリニューアルし、使い勝手の良さをより向上させる。文芸各分野の一年間の動向と注目作品を網羅した類書のない編纂は、編集・広告等企画立案に有益と思われること、また、便覧や文芸関連名簿など著作物使用申請に必携の内容であることを積極的に広報していきたい。昨年度、刊行と同時に著作権使用の許諾状に案内を添えたところ直売実績が伸びたことを受け、ニュースリリース・講演会案内などに刊行案内を添えるなど、販促の工夫を重ねる。

2) 文芸の普及、啓発のために「文学」、「代表作時代小説」、「短篇ベストコレクション」、「ベストエッセイ」などそれぞれの分野での年間優秀作品を収集したアンソロジーの編纂を今年度もおこない、各出版社から刊行する。より広く一般読者への普及を目指すため、編纂委員会では、編纂方針や選考方針について見直しを開始しており、現場の編集担当者、文芸記者たちとの協議をすすめ、今年度中に方向転換を図りたい。また、刊行後の記念イベントも、作家、出版社と提携して実施していく。同アンソロジーは各文芸誌の優秀作品、話題作品の結集であり、現代文学の潮流を俯瞰できる貴重な記録であることを強調して広報に努める。

4 文学モニュメント運営事業

静岡県御殿場の富士霊園にある「文学碑公苑」。その中心である「文學者之墓」は、物故文芸家 773 名（平成 24 年度現在）の名前と代表作が刻まれ、自然のなかを散策しながら文学者の墓碑を慰霊できる協会の誇るべき財産である。この公苑全体の保全・整備を今年度もおこない、公苑内を一般公開する。長年使用されてきた案内パンフレット、苑内地図等を点検し使い勝手のよい改訂をすすめる。また、今年度も 10 月初旬に「墓前祭」を執りおこなう。

富士霊園は平成 26 年が 50 周年にあたり来春から夏季にかけて記念イベントを実施の予定で、この企画展示へ資料提供等の協力をして、より親しみやすい施設としての広報を図りたい。

5 文藝家協会ニュース発刊事業

協会の活動報告、文芸家および著作権者擁護のための声明、要望書、著作権者の動向などを掲載し、会員および官公庁、関連団体に情報を発信、公開のための「文藝家協会ニュース」を今年度も定期物として発行する。昨年度は、印刷費等の制作コストの大幅な削減を実施で

きたので、これを維持、継続していくとともに、今期は紙面をより読みやすく親しみやすくすることを目標に、デザインや用紙の変更、改訂を図りつつ、総合的な内容の充実への方向性を探りたい。

6 障害者等支援事業

全国の社会福祉協議会等の求めに応じて、障害者等の支援を目的とした「拡大写本」、「録音図書」等に利用する著作物に関し無償で許諾する事業をおこなうとともに、視聴覚障害者への支援事業をしている民間のボランティア団体と情報交換を図り、デジタル録音図書デザイナーや拡大図書などの実物展示、実演の講演会を企画、協働していく。

また昨年度、文化庁国際課から要請があり、WIPO（世界知的所有権機構）の国際活動に資するための国内の障害者向けの「文芸図書」の情報を提供した。今年度も「視覚障害者等に関する権利制限及び例外」について、とくに国内業者の事業実態の情報収集を継続、蓄積していく。

著作権管理事業

1 著作権管理事業

著作権管理部の著作権管理委託者は、文芸分野では最も多い3,600名を超え、著作権者と著作物使用者からともに高い評価を得ている。しかし国内経済の長期低迷が厳しく著作権管理部の収入の大きな柱であった出版・映画・演劇・放送・テレビドラマ等の著作物使用に係る手数料収入は減少傾向のまま好転していない。更なる利活用を呼び起こすために積極的な営業努力を重ねて収入増に努めていく。

管理部の収入のほぼ半分は、教育関係の使用手数料が占めている。高い公益性を保って広く社会に認知されている教育分野での事業拡大のため、さらに今年度も管理委託者の増加に努める。また、大学等での日常的な著作物使用や予備校・塾等での著作物使用申請を図るための啓蒙活動も展開し、各種団体との協議も重ねなくてはならない。さらに、会員でありながら未委託の会員に向け委託への一層の呼びかけをおこなうなど、管理委託者の増加に努め、文芸分野での著作権管理委託の充実を図る。そして将来への課題として、委託から信託へという可能性を研究する勉強会を開始したい。

昨年度から手続きの簡便化として始めた、著作権者への一部ファクシミリと電子メールによる「許諾伺い」や、許諾申請者からの規定外の新しいタイプの許諾についての電話相談など、いずれも好評であり、こうした委託者・使用者双方から信頼を得られる日常業務の工夫を充実させていく。

2 補償金等受け取りおよび分配事業

日本文藝家協会は、他の権利者団体等とともに著作権法に基づいた補償金制度である私的録音・録画補償金等を私的録音補償金管理協会（SARAH）及び私的録画補償金管理協会（SARVH）を通じて支払いを受け、対象となる管理委託者に適正に分配して来た。しかし一部の録画機器製造業者の補償金未払いから生じた損害賠償裁判で、最高裁が SARVH の上告を棄却、敗訴が確定した。今後の事業運営について SARVH は、当面の方針として平成 25 年度、26 年度は存続を決定した。この間は従来会の会費を納めるが、今年度の 11 月の分配をもって補償金受け取りは終了となる。したがって私的録画補償金の分配事業については今後の SARVH の動向のもの

とに見直しをせざるを得ない。私的録音補償金と教科書補償金等については、これまで通り管理委託者への分配事業を継続する。

調査研究事業

1 広報・提案事業

著作物の公正な利用のため、入試問題使用の著作物や電子書籍出版に関する契約や許諾のトラブル等、教育、電子出版の過渡期にあつての多くの問題を解決するための調査研究を今年度もおこない、要望・声明・意見書を社会に発信して著作権思想の啓蒙、著作物の利用促進の周知を図る。また、各関連団体主催の、著作権協議会や出版物に関する権利検討委員会などに積極的に参加し、協会の立場を知らしめる活動をしていくとともに、昨年度から実施した賛助会員と教育関係各社との新年交流会や勉強会、現場の許諾申請担当者との懇談会での手応えを踏まえ、より緊密なネットワークづくりと信頼関係づくりのための企画を実施していく。

2 「著作権評価に関する意見書」作成事業

著作者の「著作権評価に関する意見書（評価意見書）」を著作権継承者の求めに応じて、調査・作成し、公正な著作権の評価を今年度もおこない、税務署に提供する。昨年の広報活動の結果、税理事務所を通じての会員外からの問い合わせがあつた。これを受けて、まだ世間に充分には周知されていない「評価意見書」の広報活動をさらにすすめる。関係当事者である遺言信託業務を展開している銀行、税理・会計事務所等に担当者を派遣してのセミナーの企画実施をすすめる。

3 連絡仲介事業

一般連絡仲介事業

文芸の普及、擁護のために、一般公衆からの問い合わせに対し、調査し著作権者との仲介連絡業務をおこない、著作物利用の円滑化を図る。デジタル化や電子機器を用いた新しい著作物の使用法が増えている現在、料金規定のない事例や料金規定に幅のある事例についての調査、使用者との協議、勉強会等を怠らず実施して情報の窓口としての機能を向上させていく。

以上